平成２３年（再ロ）第１号
新潟市江南区横越川根町３丁目６番16号
再生債務者　竹部　博子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年７月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年10月26日まで
平成23年10月５日　新潟地方裁判所民事部
平成２３年（再ロ）第２号
山口県下関市豊田町大字浮石2860番地２
再生債務者　小野　徹二
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年10月５日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年10月26日まで
平成23年10月５日
山口地方裁判所下関支部再生係
平成２２年（再ロ）第２号
沖縄県沖縄市泡瀬５丁目33番23号　２Ｆ
再生債務者　下地　康之
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年11月２日まで
平成23年10月５日　那覇地方裁判所沖縄支部
平成２３年（再ロ）第１００４４号
東京都大田区西六郷１―２―14―501
再生債務者　鈴木　俊之
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年９月８日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年10月19日まで
平成23年10月５日
東京地方裁判所民事第20部
平成２３年（再ロ）第１号
広島県福山市春日町２丁目６番２―506号
再生債務者　松井　正嗣
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年９月21日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年10月27日まで
平成23年10月６日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（再ロ）第２号
宮崎県日向市大字財光寺1278番地１
再生債務者　那須　一美
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年10月４日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年11月２日まで
平成23年10月５日　宮崎地方裁判所延岡支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第８号
香川県高松市円座町1415番地７
再生債務者　黒川　孝志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年９月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年10月４日
高松地方裁判所破産・再生係
平成２２年（再ロ）第９号
沖縄県宜野湾市字赤道406番地２
再生債務者　島袋　松秀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年９月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年10月５日　那覇地方裁判所沖縄支部
平成２３年（再ロ）第１０号
神戸市東灘区本山南町３丁目４番７号
再生債務者　野宮　康弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年９月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年10月４日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係
平成２３年（再ロ）第１０００１号
長崎県長崎市西山台１丁目20番６号
再生債務者　板山　美紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年９月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年10月５日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２３年（再ロ）第１２号
堺市西区浜寺南町２丁133番地９
再生債務者　山本　圭子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年９月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年10月４日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係
平成２３年（再ロ）第６号
熊本市長嶺南４丁目２番６号メゾンドユートピア４番館506号
再生債務者　鳥田　利香
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年９月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年10月４日
熊本地方裁判所民事第１部
平成２３年（再ロ）第３号
兵庫県明石市西明石南町２丁目９番９―504号
再生債務者　梶野　亮平
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年10月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年10月５日
神戸地方裁判所明石支部再生係
平成２３年（再ロ）第３号
仙台市青葉区中山２丁目９番８号
再生債務者　西脇　修
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年10月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年10月５日
仙台地方裁判所第４民事部

会社その他

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、この合併については平成二十三年十月四日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十三年十月十四日
青森県弘前市大字品川町一九番地
（甲）財団法人鳴海研究所
理事　淀野　清
青森県弘前市大字吉野町三番地一
（乙）財団法人秀芳園
理事　淀野　啓

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年十月七日
掲載頁　九十五頁（号外第二二八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年八月三日
掲載頁　八十九頁（号外第一六九号）
平成二十三年十月十四日
東京都新宿区新宿五丁目一三番九号
トーセイビル七Ｆ　（甲）株式会社イストワール
代表取締役　中　康成
東京都新宿区新宿六丁目七番一号
（乙）株式会社ＨＡＰＹＭＡＲＫＥＴ
代表取締役　若園　忠義

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のタンタル・ニオブ事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　フジサンケイビジネスアイ
掲載の日付　平成二十三年十月五日
掲載頁　九頁
平成二十三年十月十四日
東京都港区芝大門二丁目五番五号
（甲）スーパーメタル株式会社
代表取締役　三橋　俊夫
東京都港区芝大門二丁目五番五号
（乙）キャボットスーパーメタル株式会社
代表取締役　三橋　俊夫